

中泊町農業委員会会議録

令和3年1月20日

中泊町農業委員会

令和 2 年 度 中 泊 町 農 業 委 員 会 1 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 3 年 1 月 2 0 日（水） 1 3 時 3 0 分～

2. 開催場所 小会議室 1

3. 出席委員（1 0 人）

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	1 4 番	松田 耕司		
委 員	1 番	澤田 健吾	2 番	大川 勝仁
			4 番	葛西 誠
			6 番	藤田 次男
	7 番	小野 美恵子		
	9 番	坂本 朝彦		
	1 1 番	外崎 満幸	1 2 番	神 良一
	1 3 番	木村 巧		

4. 欠席委員（ 人）

委 員	3 番	工藤 輝雄	8 番	瓜田 益子
委 員	5 番	青山 邦栄	1 0 番	成田 誠

5. 議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 【報告】

報告第 2 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項による通知書について

報告第 2 1 号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第 2 2 号 農地移動あっせん委員会の結果について

第 4 【議案】

議案第 3 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 3 1 号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

7. 会議の概要

事務局 (課長)	ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会1月定例総会を開会いたします。 本日の出席委員数は11名です。従って定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。 はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
議長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】 ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。 次に、日程第2、議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 それでは、議事録署名委員は、12番神良一委員、13番木村巧委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員古川次長と外崎主事を指名いたします。 以上で日程第2を終わります。 それでは、日程第3の報告第20号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第20号
事務局 (外崎)	3ページをお開きください。報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 令和3年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。 今月の賃貸借の合意解約は、3件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第20号については、以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告第20号について、何かご意見等ございませんか。 (意見なし)
議長	無いようですので、報告第21号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第21号

事務局
(外崎)

10ページをお開き下さい。報告第21号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。令和3年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。今月の使用貸借の合意解約は、3件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第21号については、以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第21号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので、報告第22号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局
(古川)

21ページをお開き下さい。報告第22号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和2年12月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。令和3年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。12月分の農地移動あっせん申し出は9件ございました。内容につきましては、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第22号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第30号

議長

議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

24ページをお開き下さい。議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和3年1月20日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第30号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員

1 番 澤田です。

それでは報告いたします。去る 1 月 6 日、私と松田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第 3 条申請は所有権移転が 3 件、使用貸借権の設定が 1 件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

今月の農地法第 3 条の許可申請は、受付番号 3 1 番から 3 4 番の 4 件ございました。内訳は、売買が 2 件、贈与が 1 件、使用貸借権の設定が 1 件です。それでは順番にご説明いたします。

2 5 ページをお開きください。受付番号 3 1 番は、中里字汐干潟地内ほか 1 3 筆の田畑 21,376 平方メートルの親子間の使用貸借権の設定です。譲受人は、譲り渡し人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。次のページをご覧ください。受付番号 3 2 番は、深郷田字甘木地内ほか 4 筆の田畑 4,612 平方メートルの親子間の贈与です。譲受人は、譲り渡し人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。次のページをお開き下さい。受付番号 3 3 番は、薄市字飛石地内 1 筆の田 15,772 平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号 3 4 番は、田茂木字若宮地内の 2 筆の田 3,138 平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。以上、受付番号 3 1 番から 3 4 番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議 長

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第 3 0 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第 3 0 号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第 3 1 号

議 長

議案第 3 1 号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(古川)

3 0 ページをご覧ください。議案第 3 1 号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和 3 年 1 月 2 0 日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページお開き下さい。令和 3 年 1 月 1 3 日付け中農政第 2 9 2 号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

3 3 ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が 1 0 件です。内訳は公益社団法人青森農林業支援センターから認定農業者への売渡が 1 件と、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が 9 件となっています。

受付番号 3 3 番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地 7 筆、地目は田、面積は全部で 19,786㎡です。売買価格は 593 万 5 千円です。対価の支払い期限は令和 3 年 1 月 28 日を予定しております。

受付番号 3 4 番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、尾別字胡桃谷の農地 1 筆、地目は田、面積は 6,790㎡です。売買価格は 130 万円です。対価の支払い期限は令和 3 年 1 月 29 日を予定しております。

受付番号 3 5 番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、尾別字胡桃谷の農地 1 筆、地目は田、面積は 3,884㎡です。売買価格は 70 万円です。対価の支払い期限は令和 3 年 1 月 29 日を予定しております。

受付番号 3 6 番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、八幡字盛山の農地 1 筆、八幡字日向の農地 1 筆、地目は田、面積は全部で 7,967㎡です。売買価格は 318 万 6 千円です。対価の支払い期限は令和 3 年 1 月 29 日を予定しております。

受付番号 3 7 番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、薄市字花持の農地 2 筆、地目は田、面積は全部で 3,244㎡です。売買価格は 60 万円です。対価の支払い期限は令和 3 年 1 月 29 日を予定しております。

受付番号 3 8 番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地 1 筆、地目は田、面積は 2,904㎡です。売買価格は 65 万円です。対価の支払い期限は令和 3 年 1 月 29 日を予定しております。

受付番号39番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、高根字小金石の農地6筆、地目は田、面積は全部で6,420㎡です。売買価格は128万4千円です。対価の支払い期限は令和3年1月29日を予定しております。

受付番号40番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、豊岡字緑川の農地1筆、地目は田、面積は1,740㎡です。売買価格は69万6千円です。対価の支払い期限は令和3年1月29日を予定しております。

受付番号41番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、高根字小金石の農地2筆、地目は田、面積は全部で5,694㎡です。売買価格は140万円です。対価の支払い期限は令和3年1月29日を予定しております。

受付番号42番、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は3,032㎡です。売買価格は85万3千円です。対価の支払い期限は令和3年1月29日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

続きまして、58ページをお開き下さい。今月の賃貸借権の設定は新規4件、再設定が22件で面積は再設定、新規合わせて296,211平方メートルです。それでは順番にご説明いたします。

受付番号80番は再設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」4,822平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをお開き下さい。受付番号81番も再設定で、設定する農地は宮川地内の2筆の「田」7,318平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号82番も再設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」5,481平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号83番も再設定で、設定する農地は宮川地内ほか5筆の「田」24,312平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号８４番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の１筆の「田」３６５平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は１０アール当たり米１俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号８５番も再設定で、設定する農地は豊岡地内の１５筆の「田」３５、０２７．３９平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は１０アール当たり３０、０００円、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号８６番も再設定で、設定する農地は尾別地内の５筆の「田」６、８３３平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は１０アール当たり米１俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号８７番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の１筆の「田」２、２６６平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は１０アール当たり２０、０００円、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをお開き下さい。受付番号８８番も再設定で、設定する農地は宮川地内の１筆の「田」４、２６５平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は１０アール当たり米１俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号８９番も再設定で、設定する農地は深郷田地内ほか１４筆の「田」３３、５１０平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は１０アール当たり米２俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号９０番も再設定で、設定する農地は中里地内の２筆の「田」３、７８５平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は１０アール当たり米２俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをお開き下さい。受付番号９１番は新規の設定で、設定する農地は芦野地内ほか５筆の「田」２６、０３６平方メートルです。期間は５年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は１０アール当たり３０、０００円、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号９２番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の４筆の「田」１２、４３６平方メートルです。期間は１０年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は１０アール当たり米３俵の価格、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号９３番も再設定で、設定する農地は薄市地内の４筆の「田」６、５２７平方メートルです。期間は１０年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は１０アール当たり２０、０００円、支払い方法は、毎年１１月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号94番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか9筆の「田」31,232平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米2.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号95番も新規の設定で、設定する農地は尾別地内の2筆の「田」9,409平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号96番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか6筆の「田」26,085平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをお開き下さい。受付番号97番は再設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」2939平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号98番も再設定で、設定する農地は今泉地内の1筆の「田」6.34平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号99番も再設定で、設定する農地は尾別地内ほか2筆の「田」3,709平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号100番も再設定で、設定する農地は高根地内の5筆の「田」10,631平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号101番も再設定で、設定する農地は芦野地内の11筆の「田」19,089平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号102番も再設定で、設定する農地は中里地内の1筆の「田」4,847平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号103番も再設定で、設定する農地は富野地内の1筆の「田」4,680平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり27,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号104番も再設定で、設定する農地は高根地内の2筆の「田」5,092平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は全部で米5俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号105番も再設定で、設定する農地は尾別地内の5筆の「田」5,509平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。
賃貸借権の設定については、以上です。

76ページをお開き下さい。こちらは、農地中間管理事業による利用権設定です。それではご説明いたします。

受付番号20-200番、201番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-202番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田」2,115平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-203番から206番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-207番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は深郷田地内の2筆の「田」6,240平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-208番から209番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号20-210番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田」12,517平方メートルです。期間は17年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号20-211番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第31号は原案のとおり決定いたします。

議 長

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

その他、委員から何かご意見ありませんか。

(質疑、意見なし)

無いようですので、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年1月20日

農 業 委 員 会
会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
